

## 団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 **ニチム研究会 (Nichimu Research Society)**

所在地	〒811-3217 福岡県福津市中央 6-20-13-803 TEL:0940 - 35 - 8533 FAX:0940 - 35 - 8533 E-mail:Nichimu@aol.com		
ホームページ	-		
設立年月	平成 13 年 5 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	矢野忠士	担当者	野呂耕爾
組織	スタッフ 5 名 (内 専従 1 名)		
	個人会員 0 名	法人会員 0 名	その他会員 (賛助会員等) 19 名
設立の経緯	H13.3 環境問題に関する身近な情報の収集・交換を目的として、緩やかな結びつきの中から交流を開始 H13.5 技術者、会社員、主婦などが集まり「ニチム研究会」を発足		
団体の目的	環境の保全・保護に関し、身の回りの身近な問題を吸い上げ、幅広く情報の収集と交換を行い、個々の会員が有する知識・経験を最大限に活用することによって、環境問題に直結する個別の問題から社会システムに起因する問題に至るまで、問題解決のための技術提案、ビジネスモデル構築、政策提言等を行い環境の保全・保護に寄与していくことを目的とする。		
団体の活動プロフィール	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットや各種文献を通じて収集された環境政策・環境ビジネス等の情報を利用した勉強会を開催し、環境意識の継続的な啓発を実施</li> <li>環境問題の解決に寄与し得る環境関連商品等の創出</li> <li>個々の会員の特性を生かして、主婦として取り組める環境活動を継続的にを行い、その取り組みに対して自治体より環境貢献賞を受賞 (H13)</li> <li>企業との共生関係を重視し、環境ベンチャー、ISO14001 認定工場、火力 / 原子力発電所等の見学を通じて、環境アセスメント法に基づく公聴会や技術懇談会等に参加</li> <li>平成 14 年度 NGO/NPO・企業環境政策提言応募 (地域通貨による環境指向型社会の構築)</li> <li>平成 15 年度 NGO/NPO・企業環境政策提言応募 (高齢化社会を見据えた地域主導型ゴミリサイクル体系の確立)</li> <li>平成 16 年度 NGO/NPO・企業環境政策提言応募 (家庭版環境会計の導入および支援制度の確立)</li> <li>平成 17 年度 NGO/NPO・企業環境政策提言応募 (全国統一「環境甲子園」の開催)</li> </ul>		

活動事業費 (平成17年度) 円

**政策の分野**

- 温暖化防止対策に関する制度や仕組み、組織
- 個人、家庭、職場でのライフスタイルの見直し

**政策の手段**

- 個人（家庭）向け排出権取引制度の整備
- 制度導入に関する調査研究

団体名：ニチム研究会

担当者名：野呂耕爾

**政策の目的**

地球温暖化の大きな要因と考えられている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、国家や企業のレベルで行われている排出削減の取り組みを家庭や個人のレベルで実施可能とする制度や仕組みを導入することによって、温室効果ガス（特に二酸化炭素）の排出削減はもちろんのこと、国民一人一人の環境意識を醸成・啓発するとともに、各個人のライフスタイルの再考を促す一助となることを目的とする。

**背景および現状の問題点****【二酸化炭素の排出】**

地球温暖化には、二酸化炭素をはじめとする人類起源の温室効果ガスの排出が大きく影響していると考えられている。現在、家庭からの二酸化炭素の排出量は、総排出量の10%前後（発電エネルギー換算後）と見積もられ、自家用車の寄与が大きな運輸部門の排出量と合わせると、国民一人一人の生活の結果として排出される二酸化炭素の量は、総排出量の30%程度を占めるものと考えられる（参考：2001年度の温室効果ガス排出量について（環境省））。

**【排出削減への取り組み】**

温室効果ガスの排出量を削減するための取り組みは種々行われているが、その中でも二酸化炭素の「排出権」ビジネスは、年間百兆円になるとも言われている将来の排出権市場をにらんだ企業の取り組みが次第に大きな波となってきている。欧米では各企業に排出権を与え、その排出枠より削減した場合に排出権の売買を認める、あるいは環境税を還付する等の方式が導入されつつあり、インセンティブを上手く利用することによって排出権取引が活発化している。また、個人（家庭）の排出権取引についても議論が始まっており、個人向け二酸化炭素排出枠の発行を検討することが発表されている。日本においても、国民を対象とした排出権の利用体系を構築し、その実効性を検証していくことは、非常に意義深いものと考えられる。

**【ライフスタイルについて】**

近頃、「ロハス（LOHAS: Lifestyles Of Health And Sustainability）」という生活様式が話題を呼んでいる。「ロハス」とは、「地球環境の保護と人間の健康を最優先し、持続可能な社会の在り方を志向する生活様式」のことであり、環境問題との関連性が高いコンセプトである。現在、ビジネスの重要な対象となりつつある「ロハス」な人々は、「自主的な行動」を基本としていることから、このような各個人を後押しする制度や仕組みがあれば、環境に配慮した生活様式の浸透が進みやすいのではないかと考える。

**【環境税の導入】**

環境税は、化石燃料に課税することによってその使用量を抑制し、二酸化炭素等の排出量の削減を期待するものであるが、抑制効果が不透明である等の理由により施行は先送りとなっている。現状、導入した場合の世帯当たり負担額は月額約180円と試算されているが、あえて負担額を大幅に増やすとともに、個人（家庭）の努力次第で還付を受けられる制度と併せて導入すれば、抑制効果としてはより効果的であり、負担側の環境意識を醸成する効果も期待できるのではないかと考える。

## 政策の概要

以上のような現状を踏まえ、個人や家庭のレベルで二酸化炭素排出権を活用することにより二酸化炭素の排出削減を実現可能とする制度を開発し、実際の運用に向けての調査・研究を行う。企業間の排出権取引では権利の売買（すなわち法定通貨の往来）が発生するが、本制度では、二酸化炭素の排出削減により獲得し得る権利を仮に「CO通貨（CO<sub>2</sub>貨）」と称し、この通貨を様々なインセンティブとして活用できることを基本とする。企業は利潤の追求が重要な使命であるため、権利の売買が大きなインセンティブとして働くが、個人の場合は、金銭面以外にも権利を活用できる可能性が大いにあるため、そのような権利単位を「CO通貨」として表現するものとする。

### （１）政策推進組織の創設

制度の開発から調査・研究、実際の運用に至るまでを統括する推進組織を創設する。

### （２）基本スキームの策定

排出権の各個人（家庭）への配分方法や排出権の管理方法等を策定する。

### （３）インセンティブの考案

排出削減により獲得した権利（CO通貨）の利用方法を検討する。

### （４）モデル化・検証

モデル地域を選定して制度の仮運用を行い、実効性を検証する。

### （５）制度の修正・運用

必要に応じて制度を修正し、最終検討を行った上で実際の運用を開始する。

## 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

### 〔政策推進組織の創設〕

行政（環境省）、教育関係者、環境NGO/NPO等から成る政策推進組織を創設する。

### 〔基本スキームの策定〕

各個人（家庭）へ配分する排出枠は、地域や世帯構成等によって異なるため、適切な配分を検討する（例えば、公共交通機関が発達しておらず、自家用車が不可欠な地域では排出枠を大きくする）。また、排出枠からの削減分（排出権）の管理方法を検討する（例えば、排出枠分を収めた配給カードを配布し、これを用いて公共料金の支払いや航空券の購入を行い、残りをCO通貨に換算する）。

### 〔インセンティブの考案〕

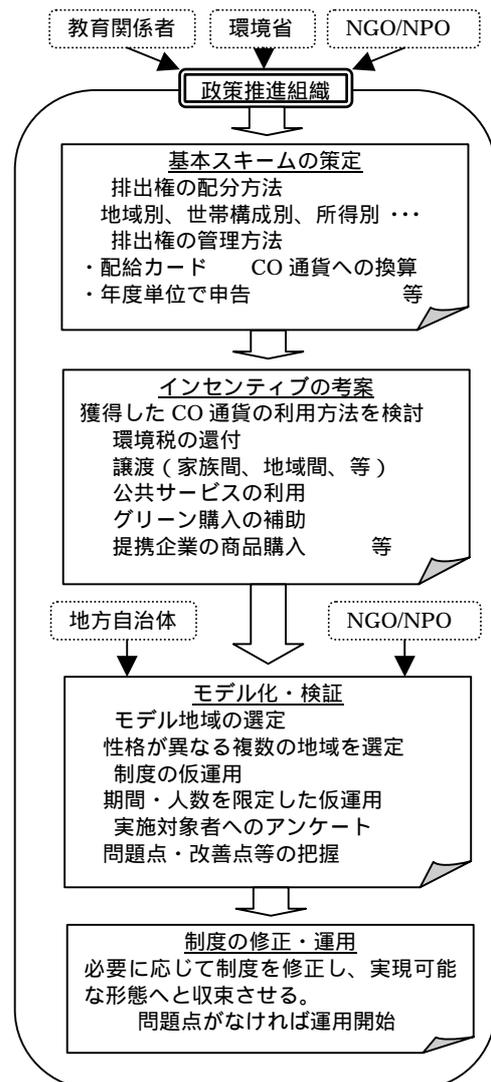
例えば、本制度と環境税の導入を並行して行った場合は、獲得したCO通貨により環境税の還付を受けられるようにする。あるいは、家族間や地域間で譲渡することにより、相互扶助や地域間格差の是正に役立てられるようにする。その他、公共サービスの利用等、できる限り多くのインセンティブを用意する。

### 〔モデル化・検証〕

フィージビリティスタディを行うモデル地域を選定して制度の仮運用を行い、問題点や改善点を洗い出す（例えば、排出権の配分方法の妥当性、各インセンティブの利用頻度等）。

### 〔制度の修正・運用〕

上記の問題点や改善点を受け、必要に応じて制度を修正し、実際の運用に向けて制度を確立する。



### 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

[実施主体] 環境省（組織化、基本スキームの策定、フィージビリティスタディ、等）

[提携主体] 教育関係者、各地方自治体（基本スキームの策定、モデル化・検証、等）

[協力主体] 環境NGO/NPO団体、企業等（基本スキームの策定、モデル化・検証、等）

### 政策の実施により期待される効果

- ・ 現在のところ国家や企業のレベルで行われている排出削減の取り組みを家庭や個人のレベルで実施可能とする制度や仕組みを導入することによって、家庭からの温室効果ガスの排出量を直接的に削減可能となる。
- ・ 各個人（家庭）が排出権（CO通貨）を自らの努力で獲得できることから、各個人が創意工夫を重ねて排出削減に取り組むことが期待され、環境意識の醸成・啓発に役立つ。
- ・ 本制度と環境税とを並行して導入するようになれば、排出削減という個人（家庭）の努力次第で還付を受けることも可能になることから、負担側の環境意識をさらに醸成しつつ化石燃料の使用を抑制できる。また、環境税の負担増にも理解を得やすくなることが期待される。
- ・ 「ロハス」な人々にも明確なインセンティブが付与されることになり、現在の「ロハス」ブームが一過性のものではなく、確固たるライフスタイルとして定着していくことが期待される。また、「ロハス」人口が増える可能性も大いにある。
- ・ 各個人が重ねた創意工夫を広く公開する場を設ける（例えばWebサイト等を利用することにより、ユニークな発想や斬新なアイデアを共有することも可能となり、二酸化炭素排出削減への取り組みがさらに活性化されることが期待できる。

### その他・特記事項

本提言は、個人や家庭のレベルで二酸化炭素の排出量を削減することを前提として作成したものであるが、制度導入や管理面での検討課題が多く、制度の導入にはある程度の時間を要することが予想される。

そこで、同様の手法による取り組みをまずは小中学校等に適用して、実現可能性を検証することも考えられる。この場合は、排出権を活用した環境教育として、児童・生徒の環境意識を大いに高めることも可能となる。また、小中学校を拠点として、それぞれの地域へと展開していくことも可能と考えられる。

## 団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 星空を守る会

所在地	〒 407-0301 山梨県北杜市高根町清里 3 5 4 5 - 3 9 0 2 TEL:0551 - 48 - 3822 FAX:0551 - 48 - 3822 E-mail:satoruot@eps4.comlink.ne.jp		
ホームページ	<a href="http://www.eps4.comlink.ne.jp/~satoruot">http://www.eps4.comlink.ne.jp/~satoruot</a>		
設立年月	1993 年 10 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	古在 由秀	担当者	大友 哲
組織	スタッフ 1 名 (内専従 0 名) 個人会員 70 名   法人会員 名   その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	1990年東京都庁のライトアップ反対運動を行なうために、「星空を守る会東京ネットワーク」が結成された。その他、全国各地で著名な建物がライトアップされ、「光害」という新たな公害が起こり始めた。それらに対する反対運動を行なう各地の団体等が集まり連絡会のような組織が結成された。それが「星空を守る会」という全国組織です。		
団体の目的	星が見えにくくなる「光害」という新たな公害に対して、その自然界への影響を明らかにし、それらを防止するための啓発活動を行う事を目的している。 全国各地の「光害」を防止する活動の連絡会的な活動を行なっている。また、環境省に対して「光害」を防止するための法律の制定を求めて政策提言する事を目的としている。 環境省の策定した、「光害対策ガイドライン」を普及啓発する活動も行なっている。		
団体の活動プロフィール	1992年機関紙「光害通信」を創刊して、全国的な呼びかけと、意見交換を行なった。(現在休止中) 環境省が毎年2回行なわれている、全国星空継続観察を普及するための活動を行なっている。 1998年、環境庁が策定した、「光害対策ガイドライン」を普及啓発する活動を行っている。 日本道路公団などの照明器具を設置している機関に、照明の改善を要望する活動を行なっている。 光害対策が施された照明器具の普及を目的とした、シンポジウムを毎年1回開催している。 光害を防止するための啓発として行なわれている、「ライトダウン甲府パレー」のイベントに毎年参加している。 その他、天体観察を目的としたイベントなどに参加出展している。		

活動事業費 (平成17年度) 25000円

政策の分野  
・地球温暖化防止  
・光害防止  
政策の手段

団体名：星空を守る会

担当者名：大友 哲

グリーン電力証書を用いた電力の二酸化炭素排出削減

#### 政策の目的

地球温暖化を防止するための二酸化炭素排出削減量を計上するためのルールの確立とその合理的な費用負担を行うための仕組みを作る。

太陽光発電を普及させる事により、電力消費のピークカット効果により、夜間の電力の余剰を減らし、夜間照明の省エネルギーにより光害防止を進める。

#### 背景および現状の問題点

地球温暖化防止を目的とした、二酸化炭素の削減方法には、原子力発電の割合を増やすことと、自然エネルギーによる発電を増やす方法がありそれらを推進している。また同時に省エネルギーにより電力全体の消費量を減らす取り組みが行なわれている。ところが実際に電力を運用する電力会社の立場から考えると、発電電力が不安定な自然エネルギー発電と原子力発電を同時並行的に推進することは困難である。なぜなら、原子力発電は電力消費が少ない夜間も一定の出力で運転し続けなければならないために、夜間に自然エネルギーの発電量が多くなっても止めることは出来ないからです。夜間発電しない太陽光発電は原子力発電と両立するが、コストが高いため風力やバイオマス等の他の自然エネルギーよりも導入が困難である。

省エネルギーに関しても同様に、原子力発電との両立は困難である。原子力発電の割合を増やすためには、昼間の電力消費を深夜の時間帯にシフトする必要があるが、このために電力が蓄熱式の機器に利用され結果的に電気を熱に代えると言う非効率な利用がされている、また夜間照明の省エネルギーが進まないために、「光害」という新たな問題も起こっている。

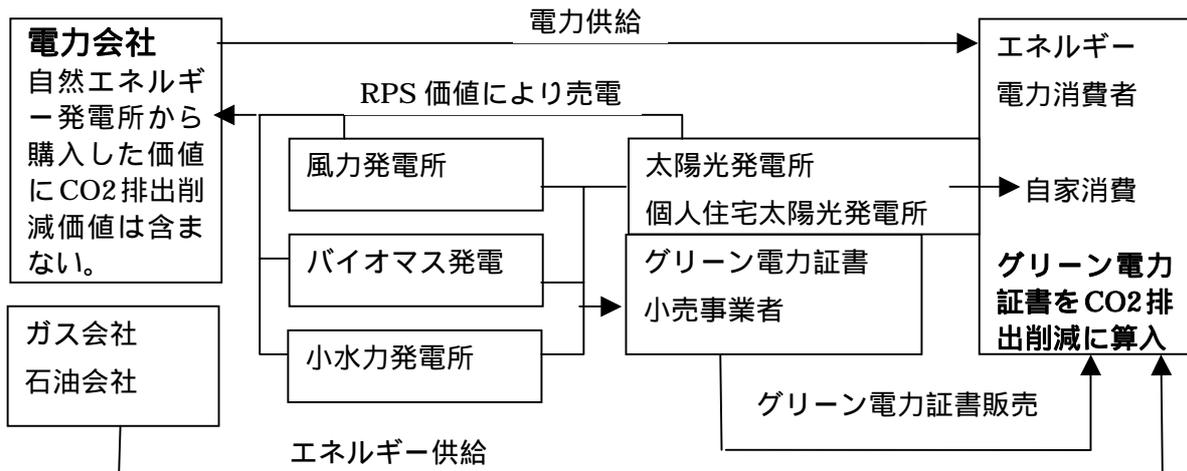
#### 政策の概要

京都議定書が求めている温室効果ガス排出削減の目標値を達成するために、二酸化炭素の排出削減の手段として、原子力発電・自然エネルギー発電・省電力の3つの方法がある。それら二酸化炭素排出削減のどの方式をどの程度導入するかを政策で決定する事はあえてしない。これらの選択は電力を消費する側が行なう様にする。自然エネルギーによる電力はグリーン電力証書を購入して実際に利用した事に出来る様にする。電力会社が、昼間の電力消費を夜間にシフトして原子力発電の割合を増やした場合は、二酸化炭素の排出削減に寄与したと出来るようにする。

電力会社等の電力供給者側には、R P S法により一定量の自然エネルギーを利用する義務が課せられているが、電力全体の二酸化炭素排出量は、原子力発電と火力発電の合計とし、自然エネルギーの分は含めない。自然エネルギー発電による二酸化炭素削減価値費用はR P S法で電力会社が購入した部分も含めて全量を電力消費者が負担する。その費用負担は、グリーン電力証書の取引きによって行なう様にする。またその取引きは、電源別に行なえる様にする。

省エネルギーにより、電力消費の絶対量を減らした場合は、火力発電による二酸化炭素排出削減を行ったとカウントするが、オール電化によりガスから電力へエネルギー源を変更して電力消費が増えた場合は、その増加量は原子力と火力の平均値としてカウントする。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



### 政策の実施方法と全体の仕組みについて

#### 電源別の構成割合について

原子力発電、火力発電、自然エネルギー発電のそれぞれの割合は、政策として決定しない、実際の電力需給の動向を見ながら、電力会社と自然エネルギー発電事業者が決定する。

自然エネルギーの中の風力・太陽光・バイオマス・小水力等の割合は、政策として決定しない。RPS法により、年度毎の総量目標値のみ決定し、発電種類別の割合は、グリーン電力証書を購入する消費者が決定する。

#### 自然エネルギー発電の費用負担について

自然エネルギー導入による費用負担を電力会社と電力消費者がそれぞれ公平に負担するために次のような方式とする。電力会社は自然エネルギーの費用負担をRPS価値として負担する、電源別の価格は、そのコストや長所・短所を考慮しながら決定する。RPS価値には二酸化炭素排出削減価値は含まないものとする。

電力消費者は、自然エネルギーの二酸化炭素排出削減価値をグリーン電力証書として購入して費用負担する。証書の取引は、電源別、発電所別に行なえるようにする。

#### 二酸化炭素排出量の報告について

電力会社はRPS法で購入した新エネルギーの二酸化炭素削減価値を全電力に算入しないこととする。二酸化炭素排出量の報告は、火力・原子力・大規模水力の合計とする。

電力消費者は、購入したグリーン証書の電力量を火力発電の二酸化炭素排出量として、自己の温室効果ガス排出量から差し引いて、温暖化対策推進法上の公式の報告排出量にする。

電力消費者が、省エネルギーにより減らした部分の電力量は、火力発電の二酸化炭素排出量として、自己の温室効果ガス排出量から差し引いて、温暖化対策推進法上の公式の報告排出量にする。通常の電力消費の排出量は、火力・原子力の平均値として算出する。なお平均値を算出する為の、最終的な火力・原子力の発電電力量の算出は上記報告を元に行なう。

#### 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政策の実施は電力会社・自然エネルギーの発電事業者・グリーン電力証書小売事業者・関係省庁らで協議会を造って行なうものとする。

電力会社の子会社である、株式会社日本自然エネルギーは風力発電とバイオマス発電のグリーン電力証書を販売しています。またNPO法人太陽光発電所ネットワークでは、個人太陽光発電所の自家消費分のグリーン電力証書を販売しています。日本中に点在する太陽光発電所のグリーン電力証書の地元での活用を促進し、自然エネルギーの地産地消を行っています。また、岡山県や長野県飯田市では、地域で発電された電力のグリーン電力証書の地産地消も行なわれる予定です。

今回の政策提言者自身、自ら山梨自然エネルギー発電株式会社を設立して太陽光発電事業とそのグリーン電力証書の販売を計画しています。また当社とNPO法人太陽光発電所ネットワークと提携・協力関係を構築する可能性を探るための検討を行う予定です。

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

太陽光発電の更なる普及に寄与する

自然エネルギー発電の中で、風力発電はそれ自体の発電コストは安いですが、発電に適した地域が北日本に偏在している。そのために、その建設には新たな送電線の建設が必要となり、電力会社にとって負担となっている。また野鳥の生態系への悪影響も生じている。

一方で太陽光発電は、建物の屋根などに設置する事により、日本中いたるところに設置が可能であり、消費地の近くへ分散して設置すれば、新たな送電線の建設は不要である。また発電する時間帯が電力消費の多い昼間で、電力系統の負荷を平坦化する効果がある。しかし、発電コストが高いために既存の電力料金では採算が合わない。特に売電価格の安い産業用の電力では、殆ど普及していない。グリーン電力証書の販売により新たな収入が得られれば、普及が進む事が期待出来る。

太陽光発電の普及により、夜間の省エネルギーが促進される

太陽光発電が普及して昼間の電力消費のピークが、夜（夕方）の時間帯にシフトする。その時間帯の電力は主に照明やIHクッキングヒーター等の熱源に利用されている。それらの熱源に利用されている電力をより熱効率の良い機器にする事により省エネルギーが促進される。例えばヒートポンプを利用したエコキュートや燃料電池が有効と考えられる。

夜間の省エネルギーとして最も有効なのが照明の効率化です。環境省の光害対策ガイドラインにより提唱されています。その具体的な方法としては、高効率の光源を用いた照明器具の普及とタイマーやセンサーを用いて必要の無い時間帯に消灯するシステムの普及です。照明器具の効率を良くして無駄な光が外部に漏れないようにする事により光害防止にもなります。

その他・特記事項

農地における太陽光発電の促進について

太陽光発電を行う場所として遊休農地に注目しています。試算によれば、日本の農地のうち10%以上が耕作されていません。その10%の農地で太陽光発電を行うと何と日本の最大ピーク電力に匹敵する1億5千万kWにもなります。ただし農地で大規模な発電事業を行なうためには、農地法の規制を緩和する必要があります。例えば株式会社が農地で発電事業を行なえるようになれば、より低コストで太陽光発電が出来ると考えられます。

政策提言者自身も、現在農地で発電事業を行なっています。そこからのグリーン電力証書も販売する予定です。

# 団体の概要 ( N G O / N P O 用 )

団体名 **特定非営利活動法人 地域リサイクル推進機構**

所在地	〒532-0012 大阪市淀川区木川東 4-8-4 TEL:06-6306 - 3077 FAX:06-6306-3170 E-mail:winmachi@pure.ne.jp		
ホームページ	http://www.trsk.jp		
設立年月	平成 14 年 4 月 * 認証年月日 ( 法人団体のみ ): 平成 14 年 11 月 26 日		
代表者	中村進一	担当者	町田輝次 ( 技術士 / 環境カウンセラー ) 町田康輝 ( 破砕リサイクル施設技術管理士 )
組織	スタッフ 5 名 ( 内 専従 2 名 ) 個人会員 30 名   法人会員 9 社   その他会員 ( 賛助会員等 ) 10 名		
設立の経緯	当 N P O の町田輝次専務理事が、旧建設省と旧水資源開発公団在職中に建設廃棄物の処理に直面し、円滑なりサイクル化の推進には官・民・学・産など多様な分野との連携・協働の必要性を痛感した事から中途退職し、時代の要請もあり N P O 法人化に向けた熱き想いの活動を展開する中で、関連する法人、有資格者、学識者、市民各層の参加により平成 14 年 12 月 5 日付で法人登記にこぎつけ、現在に至る。		
団体の目的	時の政府が平成 12 年をリサイクル元年と位置付けた事から、全廃棄物の約 20% を占める建設廃棄物である伐採木・刈草・流木や建設発生土・浚渫土及び河川水、外来生物法に基づく外来魚や外来植物その他風力、太陽光等の円滑な 3 R ( リデュース・リユース・リサイクル ) 化を図るべく、発生 ( 入口 ) から有効利用 ( 出口 ) までを、関係法令や条例を遵守し、諸施策との融合を図りながら地域社会と連携した活性化に繋がる持続可能な「地域完結型リサイクルシステム」を構築し、その実現と普及を目指している。このために、行政への政策提言及び国民への 3 R 啓発や広報活動、必要な技術相談・情報提供等を行うと共に、関連する行政・地域住民・企業等が立場を超えて、相互に所有するノウハウを出し合いながら連携・協働する事により新たな環境保全の創出を展開し、心豊かな住みよいまちづくりや、環境教育の推進を図り、国策である「循環型社会形成の推進」「地球温暖化防止」「防災」等を通じて、安全で安心な快適生活の環境保全創出に貢献していく事を目的とする。		
団体の活動プロフィール	<p>第 3 回世界水フォーラム「水の E X P O ・ N P O 」出展。 滋賀県主催「美知メセナ」県道清掃ボランティア活動 ( 刈草リサイクル実施 ) 。 「建設技術展 2004 近畿」に出展 ( 主催：国土交通省近畿地方整備局他 ) し、「地域完結型リサイクルシステム」が注目技術賞を受賞。 環境技術学会第 4 回、第 5 回、第 6 回技術研究発表会論文発表。 地球環境技術展 2005 出展 ( 主催：大阪国際見本市委員会、後援：環境省他 ) 。 環境省きんき環境館パートナーシップ団体登録。(平成 17 年 12 月) 環境省きんき環境館「平成 18 年秋の展示会」出展。 当 N P O と独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所との連携・協働による「流木による地域完結型リサイクルシステム」構築で、長良川河口堰管理所が数々の対外的評価を得る。 行政機関等からの 3 R 関係法令やリサイクル技術等の相談対応。 滋賀県、水資源機構、市民等への 3 R 普及講演活動。 3 R に関する N P O 法人立上げ及び継続支援活動。 平成 17 年度環境省循環型社会形成実証事業応募。 「伊賀市市民フェスタ 2006」秋の環境フェスティバル出展。</p>		

活動事業費 ( 平成 17 年度 ) 388 万円

政策のテーマ **水害防災と3Rとの施策・融合を図った「流域連携による流木処理システム」の構築について**

政策の分野： 循環型社会の構築、地域づくり  
地球温暖化の防止、安全安心な生活環境の保全  
政策の手段

法整備 制度整備 施設等整備 調査・研究  
組織活動 人的交流 地域活性化、施策間融合

団体名：特定非営利活動法人  
地域リサイクル推進機構

担当者名：町田輝次、町田康輝

〔1〕政策の目的

近年、全国各地で地球温暖化の影響と思われる集中豪雨が多発し、水害を増幅させている流木の適正処理は緊急課題である。このため、水害防災と3R推進との施策・融合を図った「流域連携による流木処理システム（以下、「本システム」という）を各流域で構築していくことが急務である。具体策としては流木が発生する流域において川上（源流）～川下（河口）までの多様な関係者（官・民・学・産等）が生活圏共同体との認識に立ち、一般廃棄物である流木処理を従来の点（市町村単位）から面（流域全体）への発想転換を図った連携・協働による本システムを全国の流域で展開する事により、より安全で安心な生活環境の保全を新たに創出するものである。

〔2〕背景および現状の問題点

近年、異常気象に伴う出水により山林荒廃の倒木が河川に流出（流木）し、水害を増幅させている事から、防災対策として迅速な適正処理が必要とされており現状での問題点を以下に示す。

各関係者が個別に流木処理の対応をしており、連携や協働体制が十分に確立されていない。

関係法令や条例及び施策間の融合が図られていない事から、3Rが円滑に実施出来ない。

一般廃棄物処理は市町村単位が原則であるため、県境を越えての流域全体で取り組むべき効果的な基盤整備（法令等解釈の違い、処理施設、関係者間合意形成等）が進んでいない。

以上の事から、「本システム」の迅速な構築が急務であると考えに至った。以下に、流木による災害発生及びその処理に関する現状について、発生手順に沿った写真を用いて説明する。



（山林の荒廃や台風による倒木が、豪雨により河川に流出）



（洪水により流下する流木）



（流木による橋の河道閉塞災害）



（台風に伴い、二風谷ダムに漂着した大量の流木）



(民家に押し寄せた流木による災害)

## 台風流木、使いませんか！

台風10号で、写真のような大量の流木があります



流木は平野部の二風谷ダム付近、二風谷ダムファミリーランド付近などにあります。

(二風谷ダムでの流木処理事例：貰い手呼びかけ)

### 〔3〕政策の概要

当NPOでは現在、時代の要請を受け循環型社会形成を迅速に推進するための具体策として「地域完結型リサイクルシステム（以下、「当システム」という）を構築し、その普及活動に日夜努めている。当システムは、国交省近畿地方整備局が主催する「建設技術展 2004 近畿」に出展し注目技術賞を受賞したもので、モデルケースとして独立行政法人水資源機構長良川河口堰に漂着する流木処理において実証した結果、対外的評価も得られたところであり、以下に当システムの定義を説明する。

地域完結型リサイクルシステムとは、建設副産物である伐採木・根株等（産業廃棄物）、流木・堤防刈草・剪定枝等（一般廃棄物）、建設発生土、浚渫土及び河川水や外来生物法に基づく一般廃棄物である捕獲外来魚（ブラックバス等）・外来植物（ポタン浮草等）等の発生「入り口」から再利用「出口」までを、「関係法令や条例等を遵守し、諸施策との融合を図りながら、自ら利用を最優先に発生区域での地域社会と連携・協働した活性化に繋がる持続可能な3Rシステム」であり、当システムの普及活動により快適な社会環境の保全創出に貢献するものである。

当システムの普及活動に当たって障害となっているのが廃棄物処理に携わる関係者が多様であり、関係法令・条例の運用や施策間の融合及び産業・文化・風土等が地域間で異なるため連携が極めて困難な状況から、円滑な3Rに至らず不法投棄に繋がっている場面が見受けられる。

行政を例にとれば、流木の主な発生要因である山林の倒木処理は農水省、河川管理は国交省・地方自治体、堰やダム管理は国交省・都道府県・〔独〕水資源機構・電力ダム（電力会社）、一般廃棄物処理は各市町村、廃棄物処理全般は環境省、資源エネルギーは経産省と各関係者が夫々の立場で独自に動いているのが実態と言える。このため、一般廃棄物である流木を循環型社会形成推進基本法に基づく「循環資源」に位置付け、当システムを拡大的に応用（市町村単位 都道府県を越えた流域単位）して全国7番目の大きさである淀川流域（当NPOの所在地）をモデルに選定し、我が国初の試みとなる持続可能で付加価値を高めた「水害防災と3Rとの施策・融合を図った流域連携による流木処理システム」の構築を目指して、先導的な取組みを実施する。

### 〔4〕政策の実施方法と全体の仕組み

連携・協働先である関係者の洗い出しと選定。（近畿管内）

地域行政、河川管理者、森林管理者、ダム・堰管理者、港湾管理者、バイオマス・エネルギー担当部局、循環型社会形成推進担当部局、海上漂流流木管理部局、研究機関、市民団体NPO等の中から選定。

実態調査

- ・淀川流域での森林、河川、ダム、堰、流木による水害履歴、文化、風土、産業等。
- ・関係者へのアンケート及び聞き取り調査。

（法令、条例、施策、流木発生量、処理方法、リサイクル品の流通、コスト、問題点、課題等）  
実施範囲の設定

まず、淀川流域全体では面積規模が8,240 km<sup>2</sup>と大きすぎるため、淀川本川（滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、兵庫県）5,161 km<sup>2</sup>をモデルケースとして先導的取組みを試みるものとするが、必要な作業を進めていく中で、モデル規模については臨機応変に対処する。

## 関係者全体会議

会議では アンケートで得られた結果を基に取組みの必要性について共通認識に立ち、問題点等を抽出後対応策について協議を進めるが、特にリデュース対策をテーマとする。

## 関係者拡大会議

これからは、効果的なリユース・リサイクル方策を検討するため、再生資材の需要先と成り得る産業界（農業、処理業含む）も含めた協議を開催する。

## 淀川流域・流木処理に関する行動計画（案）作成

協議を進める中で、「水害廃棄物対策指針（環境省）」にも配慮し、関係者による迅速で効果的な流木処理を目指した「淀川流域・流木処理に関する行動計画（案）」を作成する。

## 全国への発信

得られた効果を全国に広く発信し、「全国流木等対策連携協議会」設立・運営を目指す。

## 政策提言等

以上の活動を通じて、関係する法令や施策等の新たな創出・改善・融合について必要とされる政策提言を「全国流木等対策連携協議会」により積極的に展開していく。

## 〔５〕政策の実施主体

官・民・学・産等の架け橋としてNPOが最も適した存在と考えられる事から、この分野で専門的知識及び豊富な実績を有する当NPO法人が実施主体としてその任に当たるものとする。

現時点での連携先（案）を以下に示す。

- ・行政機関（環境省、国交省、経産省、農水省、地方自治体、水資源機構等近畿管内担当部局）
- ・建設副産物対策近畿地方連絡協議会・〔財〕琵琶湖淀川水質保全機構・琵琶湖淀川流域圏連携交流会・環境技術学会・大阪NPOセンター・環境省きんきパートナーシップ団体・大阪産業大学・〔財〕河川環境管理財団大阪研究所・関西電力㈱・淀川水系ダム水源地ネットワーク

## 〔６〕政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

今回の政策提言が実施された場合、以下の事が効果として考えられる。

施策融合による本システムの構築により、水害の軽減や洪水後の迅速な流木処理が可能となる。

施策融合の具体案として、下流での流木処理代（河川管理者やダム管理者負担）を上流の山林倒木処理代（林野事業負担）に肩代わりする事により、山林復興による地域の活性化、処理コストの削減、水害の軽減（洪水時流木の発生抑制）で、安全・安心な社会が訪れる。流木処理を通じた流域連携・協働により、活発な人的・物質的上下流交流が図られる。

大規模な流域連携の事例としては、ヨーロッパのライン川で流域内6ヶ国が国境を超えた水管理を行うため「ライン・バラトン連合」が設立され、円滑に運営されている。

循環型社会構築の環が流域全体に広がり、3R推進や不法投棄防止等に大きく貢献する。NPOを架け橋に多様な関係者が一体となって連携・協働する事により、従来の縦割行政等の壁を越えた新たな施策や施策間融合の創出に結び付き、世の活性化に大きく寄与する。

淀川流域流木処理に関する行動計画（案）を作成する事により、関係者が共通の認識に立った効果的な流木処理が流域全体で迅速に実施出来る事から、循環型社会形成推進や不法投棄防止地球温暖化防止、水害防災等により、安全で安心な生活環境の保全が築かれる。

先導的な今回の取組みを熱き想いを込めて全国発信する事により、同様な他流域への波及効果及び、近年特に問題視されている海上流木処理と河川流木処理との連携等が図られる。

「全国流木等対策連携協議会」が設立・運営される事になれば、従来の縦割り行政等にとらわれない斬新で時代を先取りした政策提言が創出され、必要とされる法や施策、施設等の整備が図られる事により、流木処理体系、流木災害の減災、関連予算等の新たな仕組み作りが構築出来る。流木処理を通じた山林復興（雇用創出含む）、河川整備、防災、3R推進、地球温暖化防止地域の活性化等による幅広い施策の融合が、これからの日本の明るい未来を切り開く。

## 〔７〕その他・特記事項（当NPOの特色）

当NPOの主な会員構成

技術士、農学・工学博士、環境カウンセラー・破碎リサイクル施設技術管理士、樹木医、大阪府地球温暖化防止活動推進員、大阪市防災リーダー、行政経験者、大学教授、産廃処理業者等多様。

当NPO活動における対外的評価

当NPO独自としては注目技術賞があり、当NPOと連携・協働した流木処理により〔独〕水資源機構長良川河口堰管理所が3R協議会会長賞、中部の未来創造大賞優秀賞他があげられる。

# 組織の概要 (企業用)

会社名 株式会社循環社会研究所 (inReC: Institute for Reflexive Community)

所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-11-15 御苑前サンライズビル 2 階 TEL:03-5363-0181 FAX:03-5363-0182 E-mail: postmaster@inrec.co.jp		
ホームページ	<a href="http://www.inrec.co.jp/">http://www.inrec.co.jp/</a>		
設立年月	1999 年 9 月		
代表者	戸村信夫	担当者	小山博則
資本金	2,000 万円	従業員数	12 名
沿革	<p>21 世紀の最重要課題である廃棄物・エネルギー・地球温暖化対策等の領域を対象に、「循環」と「社会」という 2 つのフィールドを通じ、環境と経済が両立する持続可能な社会と新しい公共性の創出を目標とした政策提言から事業計画立案・評価などを行う民間のシンクタンク・コンサルタントとして設立された。</p> <p>広範なネットワークと多様なアクタが相互に協力支援し合い、地域や需要側からイノベーションを起こしながら、未来社会に求められる社会経済システムを構築し、そこでの意思決定の仕組みや社会制度づくりに取り組んでいる。</p>		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能なビジョン及び地域社会イノベーションの政策立案に関わる研究業務</li> <li>○地球温暖化対策・新エネルギー (バイオマス等)・廃棄物 (3R) に係る政策・計画立案に係る調査研究業務</li> <li>○地域資源を活かした新市場創生に政策・計画立案に係る調査研究業務</li> <li>○上記に関する社会基盤整備に伴う施設建設・実証試験等に係る計画立案・評価業務</li> <li>○上記に関する戦略アセス等環境リスク対策と社会的合意形成支援に関する業務</li> <li>○上記に関する情報・コミュニケーション技術のシステム開発に係る業務</li> <li>○上記に関するセミナー、シンポジウム、ステークホルダー会議等の開催、並びに関連業務等の情報メディア戦略策定業務</li> </ul>		
環境に関する活動実績	<p>1999 年「家庭ごみ有料化調査・ごみ有料化導入ガイド」(財)東京市町村自治調査会 2000 年「自治体職員のためのごみ・リサイクル・ハンドブック作成」同上 2000 年「最終処分場閉鎖に向けた環境調査及び維持管理プログラム」柏市 2003~2005 年「バイオマス等未利用エネルギー実証調査」葛巻町、加美町等 2003~2006 年「いわて発循環型流域経済圏の構築に関する研究」(循環型ビジネスモデル創出の理論化) (独) 科学技術振興機構/東北大学大学院 2004 年「日仏リサイクルコスト構造比較」経済産業省 2004 年「収集運搬システム調査」川崎市 2004 年「ごみ減量化手法導入可能性調査」三重県 2003~2004 年「三多摩地域第 3 次廃棄物減容 (量) 化基本計画策定調査」東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 2005 年「地球温暖化対策地域協議会育成モデル研究」岩手県 2005 年「循環型社会形成推進基本計画」山口県 2005~2006 年「バイオマス利活用推進計画策定」浜松市 2005 年「ごみ減量の手引き作成~地域事情に即したごみ処理システム構築~」岩手県 2006 年「環境基本計画点検のためのアンケート調査業務」環境省 2006 年「なごや循環型社会・しみん提案会議の運営に関する業務」なごや循環型社会・しみん提案会議実行委員会 2006 年「ごみ処理広域化計画策定調査」埼玉県</p>		

売上高 (17 年度) 11,000,000 円

政策のテーマ **ごみ減量地域間競争を促す“3R・サポートシステム”の開発**

■政策の分野

- ・①循環型社会の構築⑨持続可能な地域づくり
- ・⑩環境パートナーシップ

■政策の手段

- ・⑥調査研究、技術開発、技術革新
- ⑫情報管理、情報の開示と提供

団体名：株式会社循環社会研究所

担当者名：主任研究員小山博則

① 政策の目的

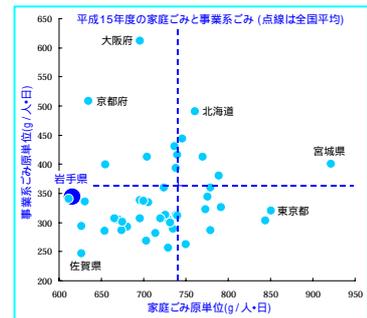
本政策の目的は、ごみ量の地域間（市町村）比較により、市町村及び排出者（市民・企業）の競争意識とエンパワーメントを引き出し、地域主体の自発的な行動により、さらなるごみ減量を推進に向けた市町村競争を促す3R推進に向けたインセンティブを与える切っ掛けとなるサポートシステムを開発するものであり、これによって、ごみ減量を革新的に推進する。

② 背景および現状の問題点

全国市町村におけるごみ減量化の動向を見ると、リサイクルはある程度進んでいるものの、コストが増大している。市町村財政が逼迫する中で3Rを社会経済的・効率的に進めるためのさらなる一手としての新たな手法の開発が求められている。

そこで、ごみ減量の全国比較をすると、地域によりごみ排出量とその排出源割合（家庭と事業所等）は大きく異なり、地域事情を踏まえた減量対策の検討が必要となっている（図参照）。

また、財政が逼迫する中で、市町村合併等が進み広域共同処理が拡大しているが、構成団体である市町村長にとっても、負担金を如何に低減するか観点からも、ごみ減量によるコスト削減は大きな関心事となっている。



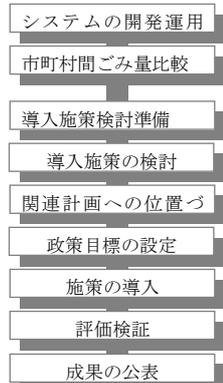
一般に市町村は自地域内のごみ処理データの増減には常に関心を持つが、他市町村と比較し自らのポジションを確認し、ごみ排出構造の分析に基づいた具体策を行っている所は少ない。処理処分施設が逼迫して初めて後追的に周辺市町村の事例等を参考に、その時々話題になっている施策を導入する範疇に留まっている。

その結果、地域固有の課題にターゲットを絞った効果的な施策の導入は少なく、市民への説得においても十分な根拠が得られず、利害が絡む代表施策であるごみ有料化の導入時等には、ステークホルダーが納得する政策形成が出来ないでいる。目的を明確にした、より効果的で市民が納得できる施策導入とそれへの参加を促すインセンティブ手法の開発が求められている。

③政策の概要

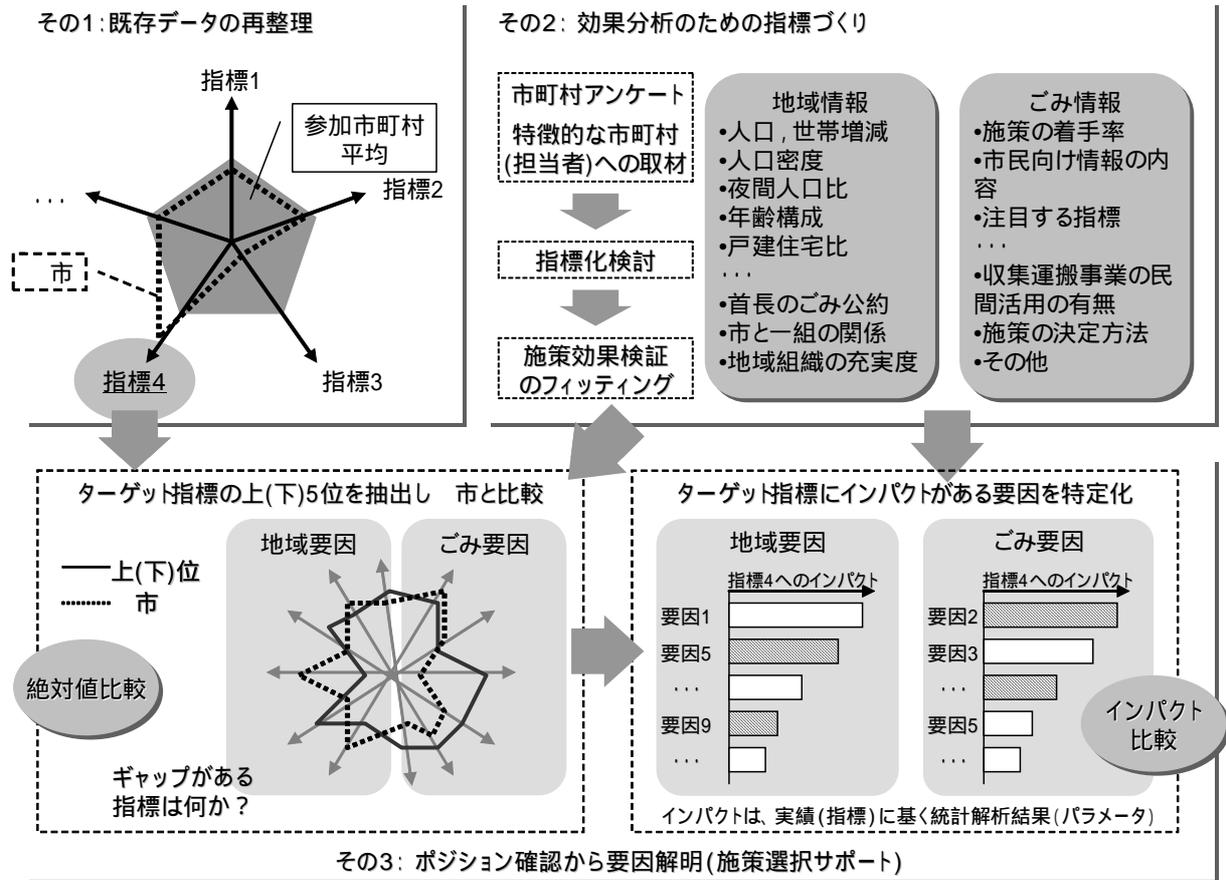
本政策は、市町村（市民）がWeb上で地域間競争を促す“3Rインセンティブ・サポートシステム”を活用することで、ごみ処理事業の主体である市町村（市民）の“気づき”と“発意”を促し、地域条件に対応した効果的施策の導入と排出者（市民・事業者）がごみ問題解決へのアプローチに向けて、目標を共有化した次の様なごみ減量政策を提案するものである

- ・地域間ごみ量比較による“3R・サポートシステム”の開発
- ・上記システムの運営組織の設立
- ・上記システム運営のルール・課金システム等の構築
- ・効果的減量施策に係る評価情報等の提供の仕組みづくり
- ・市町村利用システムの的確な運用と評価情報の公開



④政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

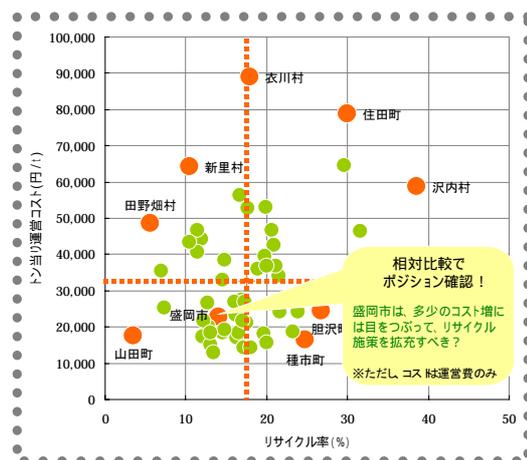
提案する政策は、先述の③の政策概要を具体化するが、ここで、“3R・サポートシステム”全体の構造は図に示すとおりである。なお、当システムは、全国市町村の参加が前提となるため、その“参加の場”としてのWebサイトを立上げる。



●その1：参加市町村のポジション確認

当システム参加する市町村は、毎年実施の実態調査（環境省への実態報告）データをインプットすることで、自身のごみ処理事業におけるポジションを確認する。

右図は、岩手県内の市町村によるリサイクル水準とコストの関係であるが、このようなごみ処理事業における主要な指標を、参加市町村で相対評価することで、当該市の改善点などを明らかにする。



●その2：効果分析のための指標づくり

上記で扱う指標の多少高低の要因は、単に「何を分別収集しているか」や「民間委託をどの程度進めているか」といった“目に見える状態”だけでは説明し難いのは明らかである。

ここでは、参加市町村のごみ担当者、さらには学識者等の専門家を交え、ごみ量や分別の制度、リサイクル水準、コスト水準の多少高低を決定する要因は何か?をテーマとした主要因の特定を検討し、次の段階にある『施策選択のための主要因の特定化』にむけた作業を行う。

●その3：施策選択サポートシステム（3R・サポートシステム）の構築

相対比較によるポジション確認、さらには効果分析により特定化される主要因の着手率など

をもとに、当該市がさらなる前進にむけ施策を選択するサポート情報を提供するシステムを確立する。なお、当システムは、参加市の（選択・実施後の）実績を毎年インプットすることにより、サポート情報をオンタイムでアップデートすることを想定している。

#### ⑤政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

実施に際しては次のような主体の参加を予定している。

##### 1) 参加自治体の確保

（株）循環社会研究所は、過去に前頁の「その1」の取り組みを行っており、そのなかで培ったネットワークを基に、有志市町村を募ることになる。下記は、ネットワークの一例である。

- ・ 県の一般廃棄物関連業務を通じたネットワーク：岩手県，群馬県，三重県，山口県
- ・ その他のネットワーク：東京都内の30市町村（(財)東京市町村自治調査会業務関連）

##### 2) システム開発にむけた検討組織の発足

前頁の「その2」の効果分析と（施策選択にむけた）主要因の特定は、上記の参加市町村の有志、及びごみ関連の学識経験者による検討組織を発足させる。

##### 3) Web運営（システム管理と事業運営）

参加市町村は全国に渡るため、データのアップデートといった実作業は、Webサイトなどのメディアを積極活用し、情報交換の効率化を図る。

#### ⑥政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

次の様な効果が期待される。

- 1) 研究開発によって、インセンティブが働き市町村・市民の“気づき”と“発意”を促す。
- 2) 市町村間競争により、減量行動が促進される。
- 3) 的確な情報（政策リストと評価）により、効率的効果的な減量化がなされる。
- 4) システム開発により、効率的な行政運営が可能なり、コスト縮減に貢献する。
- 5) 発意に基づくシステム運用により、国の統計データの積極的な活用が可能となる。

#### ⑦その他・特記事項

このシステム普及により、さらに、ごみ統計データと政策との一体化（需要側ニーズに対応）が図られ、データ更新は自発的に行うようになることが期待され、人件費等のコスト増加となっている統計データの収集分析が迅速に行われ、ごみ関連職員の政策面への効果的な人員投入が可能となる。この提案に際しては、これまで複数県において、減量化に向けたノウハウの蓄積をしており、さらに、全国の市町村が利用可能なシステム開発を目指している。

以下に提案内容に関わる県及び市町村の調査研究業務の一覧を示す。

- 三重県(2004年)／ごみ減量化手法導入可能性調査  
→ 既存データを基に、県内市町村のごみ関連指標における相対比較の分析を実施。
- 山口県(2004年)／循環型社会形成推進基本計画  
→ 三重県と同様の分析を実施。
- 群馬県(2004年)／第2次群馬県廃棄物処理計画策定に関するアンケート調査等委託事業  
→ 県内市町村のごみ排出量と埋立量の相対比較を行い、「全県平均」「排出量・埋立量ともに多い」「ともに少ない」「どちらかが多い」の5パターンに分け、典型的な5市町村の住民に比較結果を提示し、その感想をアンケート。5パターンの住民のいずれもが、「さらなる前進が必要」との意見が多く、このような比較情報は、市民サイドへの喚起を促す啓発効果があることを確認。
- 岩手県(2005年)／ごみ減量の手引き策定業務～地域事情に即したごみ処理システム構築～  
→ 既存データを基に、県内市町村のごみ関連指標における相対比較の分析を実施し、この結果を基に市町村担当者と座談会を実施
- (財)東京市町村自治調査会(2006年)／多摩地域ごみ白書作成業務  
→ 多摩地域で定着しつつある家庭ごみの各戸有料制の“次の一手”を探るべく、主要都市の取材を実施。そのなかで、ごみ量などの指標の増減に隠された秘策を得る。

## 団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 NPO 法人 環境情報ネットワーク エコネット

所在地	〒 150 -0012 東京都渋谷区広尾 5 - 4 - 11 ベルナハイツ 5 A3 TEL:090 - 3518 - 6255 FAX: - - E-mail: info@npo-econet.com		
ホームページ	http://npo-econet.com		
設立年月	2006 年 2 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 2006 年 7 月 7 日		
代表者	若生幸成	担当者	若生幸成
組織	スタッフ 5 名 (内 専従 1 名) 個人会員 15 名   法人会員 2 名   その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	<p>いま、「環境」をテーマとして、生活者と企業のそれぞれの意識や行動をリンクしていくことが、大きなコアになっている。21 世紀は、「環境」を強く意識した商品・サービスを提供する企業のみが存在意義を認められて生存できる、といっても過言ではない。</p> <p>そこで問われているのが、より質の高い「環境コミュニケーション」活動である。企業の環境への努力を生活者に正確に伝え、生活者が環境先進企業をしっかりと選択することができるように「環境コミュニケーション」の役割はますます重視されている。企業が生活者からの意見を適切に取り込み反応していく“双方向のコミュニケーション”が重要であることはもちろんだが、生活者に対して環境に関する知識だけを提供するだけでなく、情報提供以上のより深い、行動力を喚起するような、本質的な意味での「環境コミュニケーション」活動がさらに重要になっている、といえよう。</p> <p>このような背景を鑑みて、過去数十年間にわたり高度な技術と専門的な知識を駆使し、企業のコミュニケーション活動の企画・制作に携わってきた広告・販促のプロが環境のプロと手を組み、「環境コミュニケーション」の普及と発展を切に願い、その支援活動に邁進するために設立したのが「エコネット」である。</p>		
団体の目的	NPO 法人「環境情報ネットワーク エコネット」は、「環境コミュニケーション」の中でも、「生活者のエコ意識を啓発し、エコ行動を喚起することを意図し、工夫されたコミュニケーション」を“エコ・コミュニケーション”と捉え、その活動を啓発・促進させることで、未来に明るい、有意義な「エコ社会」づくりに貢献していきたい、と考えている。		
団体の活動プロフィール	<p>生活者のエコ意識を啓発し、エコ行動を喚起する、さまざまな「エコ・コミュニケーション」活動の企画立案、および企業の「エコ・コミュニケーション」活動を支援・アドバイスすることで、「エコ・コミュニケーション」活動の啓蒙をはかること。</p> <p>「エコ・コミュニケーション」活動を積極的に展開しているエコ企業や斬新で、注目に値する最新「エコ・コミュニケーション」活動事例をメール・ブログ、ホームページ等のインターネットメディア、および会員向け情報誌 (紙媒体) を駆使して、定期的に紹介していくこと。さらには、セミナーや書籍等を活用した「エコ・コミュニケーション」活動事例の分析研究、「エコ・コミュニケーション」に係わる多くの方との交流を図るなど、「エコ・コミュニケーション」活動の発展・促進を強力にサポートしていくこと。この3つの行動を運営の指針として、この10月より本格的活動を開始している。</p>		

活動事業費 (平成17年度) 円

## 政策のテーマ

生活者参加型「事業系ルート」での  
ペットボトル回収率向上・促進プロモーション

## 政策の分野

- ・ 循環型社会の構築
- ・ 社会経済のグリーン化

## 政策の手段

生活者の環境行動喚起と企業と社会とのパートナーシップの構築

団体名：NPO 法人

環境情報ネットワーク エコネット

担当者名：若生幸成

## 政策の目的

「事業系ルート」でのペットボトル回収率向上による「2010年回収率75%以上」目標達成  
生活者の「もったいない」の心を踏まえた3Rの推進とペットボトルの不法投棄防止  
ペットボトルリサイクルにかかる社会コストの低減とCO2削減

## 背景および現状の問題点

## ペットボトルリサイクルの現状

PETボトルリサイクル推進協議会の2006年度版年次報告書によると、容器包装リサイクル法施工後9年目となる2005年度のペットボトル回収率は63.7%で世界最高水準をキープしている。スーパー、コンビニ、自販機、鉄道、高速道路など事業者から回収されたペットボトル量は、前年度を16千トン上回る97千トンとなった。協議会の自主目標である「2010年リサイクル回収率75%」達成のためにも、市町村回収率アップはもちろん、事業系の回収量の把握と向上アップをはかることは重要課題である。

## 消費者の不満

生活者にペットボトルの分別が面倒な理由として、「つぶしにくい」「ラベルがはがしにくい」という2つの不満が多く聞かれる。日経エコロジー別冊「エコマム」読者が選んだヒット商品番付の西前頭2枚目に「ラベルがはがしやすいペットボトル」がランクインしている。ちなみに西は、「あったらいいな」「こんなものが欲しい」エコ商品番付である。不満のひとつである「つぶしにくい」は、キリンの「ペコロジーボトル」など、軽くて「つぶしやすい」容器の開発が進み、生活者の不満解消の一助になっている。しかし、もうひとつの不満である「ラベルのはがしやすさ」は、ラベルにミシン目を2本入れる。ミシン目がどこにあるのかわかるように印をつけるなどの工夫がされているが、生活者の分別時の精神的な負担が解消された、とはいえない。

## 政策の概要

- (1) 生活者がペットボトルを購入する販売場所・店舗において、「ペットボトルからラベルをはがす」ことが習慣（リサイクルアクション）になり「楽しみながらペットボトルの回収」に積極的に参加できるプロモーション企画を開発・実施する（「事業系ルート」でのリサイクル促進・生活者の環境行動喚起）
- (2) 回収したペットボトルを、販売場所・店舗にてその場で破砕することで、回収資源の大量輸送を実現させ、回収効率の向上がはかれるシステムを構築する。（ペットボトルリサイクルにかかる社会コストの低減とCO2削減）

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

#### ペットボトルラベル両面印刷販促ラベルの活用

ペットボトルラベルの裏側に販促情報が印刷可能な両面印刷ラベルを活用したペットボトル飲料を開発。

（「両面印刷ラベル」は、世界包装機構が主催するパッケージコンテストで「ワールドスター賞」を受賞した無公害フレキシソ印刷によるシュリンクラベル）

#### ペットボトルラベルの裏面にその場で「当たり」「ハズレ」がわかる情報をインプット

ラベルの表面や店舗にての告知により、ラベルの裏面に「当たり」情報があることを知った消費者（生活者）は、その場でペットボトルのラベルを「はがし」当選の有無を確認する。

#### 回収マシンに捨てられたペットボトルは、その場で破砕

ペットボトル販売場所・店舗には、「飲料容器自動回収機（RVM=Reverse Vending Machine）」を設置。「ラベルをはがし」「つぶされた」ペットボトルは、そのマシンによりその場で破砕するので、回収資源の大量輸送が可能となる。

上記プロモーションを外出機会が増える春の行楽シーズン・夏の行楽シーズン・秋の行楽シーズン・冬の行楽シーズンの4期に分けて、生活者の集客が見込めるエリアの店舗（コンビニ）や高速道路サービスエリアにて集中的に実施する

両面印刷販促ラベルを活用したペットボトルの売上の一部は、「ペットボトルリサイクル」の促進のために役立つ基金か、あるいはCO2削減に貢献する「緑の基金」等に寄付する。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

企画・実施 NPO法人 環境情報ネットワーク エコネット

ペットボトルラベル両面印刷メーカー

ペットボトル飲料メーカー・ペットボトル販売企業

飲料容器自動回収機メーカー

後援 日本食糧新聞社

協力 PETボトルリサイクル推進協議会

社団法人全国清涼飲料工業会

社団法人 日本果汁協会

社団法人 日本フランチャイズ協会

全国商店街振興組合連合会

NEXCO東日本・中日本・西日本(旧日本道路公団)

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- (1) 生活者にペットボトルは「ラベルをはがして」「つぶして」捨てることを習慣づけることで環境意識を喚起させ、家庭内においてもリサイクルアクション促進の一助となる。
- (2) 家族や友人・知人と出かけた場所において、ペットボトル分別に協力することで、子どもや周囲の環境に関心が薄い人々にも、「3R」意識を植えさせることができ、ペットボトルの不法投棄・街やリゾートエリアでの美化推進に貢献できる。
- (3) 販売金の一部が「3R」の推進や「地球温暖化」の役立つことを明確に購入者(生活者)に認知させることで、環境に対する意識が高揚し、その後の「環境にやさしい生活(エコライフ)」を楽しむきっかけづくりになる。
- (4) プロモーション用飲料を開発するメーカーや販売する流通企業も、環境に配慮する商品を開発・販売する「環境生活企業」であることが生活者に認知され、生活者との「絆」を築くことができる。また、「環境」にやさしい製品の開発促進や会社全体での環境問題に取り組む姿勢・従業員のエコ意識の喚起にもつながる。

その他・特記事項